

令和元年第8回教育委員会定例会会議録

1. 開会日時及び場所

開会 令和元年8月27日(火)午後2時

場所 能勢町役場南館教育委員会室

2. 出席委員

教育長 加堂 恵二 職務代理者 堀口 美和子 委員 市村 依子

委員 中澤 安弘 委員 畠中 勝身

3. 事務局職員出席者

教育次長 寺内 啓二、生涯教育課長 古畑 まき、学校教育課長 辻 新造

教育総務係長 大植 信洋

4. 議事の次第

寺内次長

<開会>

加堂教育長

<挨拶>

学校は2学期がスタートしました。夏休み期間中は、教育委員会と健康福祉部が連携して実施した「夏休み！元気ひろば」など、様々な事業に取り組み、実り多い活動ができました。

それでは、定例会を始めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

会議録の署名について、第8回定例会会議録署名委員は市村委員にお願いします。

加堂教育長

それでは議事に入ります。議案第21号「能勢町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果報告書の作成について」、事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく報告書の作成に当たり、承認を求めることとするものです。報告書の内容については、去る6月28日に素案をお示しし、7月24日の点検評価委員との意見交換会を経て、これまでにいただいた指摘、意見等を踏まえ、本日、最終案として提案させていただくものです。

1ページの「I 点検・評価制度の概要」から3ページから7ページまでの「II 教育委員会の活動状況」については記載のとおりですので、確認をお願いします。

8ページ、9ページは、「III 点検・評価結果」で点検・評価事業の一覧となります。平成30年度の教育基本方針において設定している37項目の重点施策の中から、今回の報告書においては、主な事業として、19の重点施策を抽出し、

19の調書を作成しました。それぞれの評価については記載のとおりです。19の調書のうち、「達成」が8件、「概ね達成」が11件となっています。

10ページから46ページまでが、それら19件の点検・評価調書となっています。詳細の説明については割愛をさせていただきます。

47ページからの「IV 平成30年度 教育委員会の活動の総括」については、19件の点検・評価調書において示させていただいた点検結果及び今後の取組を踏まえ、また、その中から抽出する形で、平成30年度教育基本方針の重点課題ごとにまとめたものです。

50ページからは、「V 教育委員会事務点検評価委員の意見と助言」です。7月24日の意見交換会での協議を踏まえ、お二人の点検評価委員からいただいた意見、助言を掲載させていただいています。

この報告書については、本日承認をいただいた後、来る9月10日開会の9月定例会議において議会に提出するとともに、速やかに町ホームページ及び住民情報コーナーで公表することとしています。

加堂教育長

説明が終了しました。

議案第21号「能勢町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果報告書の作成について」、質疑をお願いします。

市村委員

意見と助言の52ページ、(2) 能勢地域小中高一貫教育の充実の1行目、「11月7日」、4から5行目、「本年9月」、6行目、「令和元年度」の表記ですが、時系列がわかりにくいと思います。

53ページ、下から7行目と54ページ1行目に誤字がありますので、修正してください。

54ページ、下から7行目、「学校安全は」という表記についてですが、「学校は」とするのが良いと思います。

55ページ6行目、「廃校」とありますが、「閉校」とするのが良いと思います。

寺内次長

時系列の表記については、事務局で検討し対応させていただきます。その他のご指摘につきましては修正させていただきます。

加堂教育長

他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第21号「能勢町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果報告書の作成について」、修正のうえ、承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

議案第21号「能勢町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果報告書の作成について」、修正のうえ、承認します。

加堂教育長

それでは続いて議案第22号「能勢町立学校施設の目的外使用に関する規則の改正について」、事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、1枚目の裏面、概要書の上段に記載のとおり、学校施設の目的外使用について、社会教育、社会体育の一層の振興や地域活性化を目的として運用していくため所要の改正を行うもので、下段に改正内容を記載しているとおろ、大きく5点の改正をお願いしようとするものです。施行期日については、公布の日からとしています。

今回の、「より一層社会教育・社会体育の振興や地域活性化を目的として運用する」とは、具体的にどういうことかということですが、これまで無料で目的外使用については、学校や行政と関わりのある、関わりの深い団体にのみ許可をするという運用をしてきました。その、これまでの運用を、関わりがそれほどはなくても、能勢の子どもたちが参加する団体であれば、広く使用してもらえよう、使用しやすくなるよう改めることとするものです。そのため、これまで登録実績のない登録団体に関する規定について整理するとともに、35ページに資料として添付している能勢町立学校施設の使用料の減免に関する要綱の改正案についても、その第3条において、第6号として小中学校の児童生徒で構成されている団体が体験の場づくり等で活動する場合には使用料を全額免除することとする規定を追加したいと考えているところです。

それでは、具体の改正内容について、新旧対照表に沿って、順に説明をさせていただきます。

8ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第1条及び第2条の改正ですが、ここでは、「学校施設」の定義を定めているところです。現行規則では、第2条において「校舎」以下記載のとおり定めているところ、第1条において「屋外・屋内運動場及びテニスコート」に限定している規定となっており、言わば不整合な状態になっていると認められること、また、第2条の定義において、32ページに資料として添付している、この規則の元となる能勢町立学校施設使用条例の第1条における定義の規定と異なる書きぶりとなっており、整合させる必要があると考えられることから、それぞれ記載のとおり改めるものです。

次に、第3条では、第1項において、許可申請に当たっては、目的外使用に係る取組内容がわかる書類等を添付資料として提出を求めることとするため所要の規定を追加することとし、また、第4項においては、現行の「交付と同時に」「通知するもの」という定め方が、法解釈上運用することが困難と考えられる規定ぶりになっていることから、条文上「直ちに」という規定に改めることとして、所要の改正を行うものです。

次に、第4条については、登録団体の登録に係る許可申請等の手続き規定の整備を行うものです。新たに3つの様式を追加するほか、現行規則では、登録団体が目的外使用をする際の申請先が学校長となっており、また、その許可も学校長が行うこととなっているところ、登録団体であっても、通常の使用許可申請と同

様の手続きとする方がわかりやすく、また、使用者の便宜も図られることになる
と考えられること等から、第3項及び第4項の規定を削除するなど所要の改正を
行うこととするものです。

次に、第5条、第4号から第6号までの規定について、第1号から第3号まで
と同じように、「何々すること」という言い回しに改めることなどの改正です。

次に、第6条については、現行の第1項で、「使用を中止するとき」の規定が
あるところ、第7条の「中止・撤回」の規定と重複していると認められることか
ら、当該規定を削除することとするほか、文言の整理につき所要の改正を行うも
のです。

次に、第7条については、様式を3つ追加したことによる様式番号の整理です。

次に、第8条については、この規則の元となる能勢町立学校施設使用条例第8
条において、33ページの中ほどに記載のとおり、「還付」ではなく「返還」と
いう文言が使用されていることから、条例に合わせて「返還」に統一することと
するほか、現行の第1項第1号のアからオまでの規定が、減免を行うための条件
であると解することが通常と考えられることから、これらの規定を削除し、新た
に、天候などの使用者の責任ではない場合の規定を追加することとするもので
す。ちなみに、現行の第1項第1号アからオまでの規定については、35ページ
の能勢町立学校施設の使用料の減免に関する要綱第3条第1号から第5号まで
の規定でおおむね読み込めるものと考えているので、確認をお願いします。

次に、第10条については、現行規則においては、目的外使用の後、返還する
までに直ちに係員による点検を実施することを想定した規定ぶりとなっている
ところ、実際の運用上困難なことであると考えられることから、後日の点検や、
点検後の補正も含めた規定とするよう実態に即して改めることとするものです。

次に、第11条については、様式番号の整理です。

最後に、様式の改正ですが、様式第1号から第3号までについては、規則第4
条の改正により、学校長に対する申請や学校長による許可の手続きを削除するこ
ととしたことに伴い、備考等の関係規定を削除するものです。

様式第4号から第6号までについては、登録団体の登録に係る申請書や許可書
等の様式を新たに追加するものです。

様式第7号から第11号までについては、様式を3つ追加したことによる様式
番号の整理のほか、様式第1号等と同様備考を削除するなど所要の改正を行うも
のです。

加堂教育長

説明が終了しました。

議案第22号「能勢町立学校施設の目的外使用に関する規則の改正について」、
質疑をお願いします。

畠中委員

第10条に「職員をして点検させる」とありますが、この言い回しは、これで
適切なのですか。

寺内次長	学校長が使用後の施設を教職員に点検させるということであり、「職員をして点検させる」と規定することについては、適切であると考えています。
堀口職務代理者	第6条第1項において、「変更許可申請書を使用許可書に添えて提出しなければならない」と言い回しを変更されているが、第7条においては、同じような言い回しに変更されていません。何か意味がありますか。
寺内次長	第6条の文言を修正して対応します。
市村委員	今回の改正で利用できるようになる団体は、どういうところになりますか。
寺内次長	スポーツクラブ、例えば能勢町にある少年野球のチームなどが想定されます。
中澤委員	学校施設を使用することによって学校の事務負担が大きくなるように配慮してください。
畠中委員	体育館の使用もできますか。
寺内次長	体育館も対象となっています。ただし、現在の運用では、夜間の使用は想定していません。
加堂教育長	質疑はありませんか。ないようですので、議案第22号「能勢町立学校施設の目的外使用に関する規則の改正について」、修正のうえ、承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	議案第22号「能勢町立学校施設の目的外使用に関する規則の改正について」、修正のうえ、承認します。
加堂教育長	それでは続きまして「令和元年第7回定例会会議録」の承認を行います。 「令和元年第7回定例会会議録」について、何か意見などがあればお願いします。
加堂教育長	特にないようなので、「令和元年第7回定例会会議録」を承認してよろしいですか。
一同	異議なし。

加堂教育長 「令和元年第7回定例会会議録」を承認します。

加堂教育長 次に「教育長報告」を行います。
8月6日(火)校長・副校長会を開催しました。
8月21日(水)決算審査が開式されました。
8月23日(金)大阪府要望を行いました。
8月27日(火)本日、令和元年第8回教育委員会定例会を開催しています。
同じく27日本日、奨学資金運営委員会を開催します。
8月28日(水)教頭会を開催します。
同じく28日、町村教育長会が開催されます。
8月30日(金)兵庫県市町教育委員会が視察のため来町されます。

加堂教育長 その他に入ります。事務局から何かありますか。

寺内次長 後援名義使用許可について説明。
「北摂3町民ゴルフ大会」
「のせでんアトライン妙見の森実行委員会」
「令和元年 後期 妙見山のブナの森の撮影会」
「人権啓発スタディツアー」

加堂教育長 他にありませんか。

辻課長 令和元年度全国学力・学習状況調査速報値について報告。
学校運営協議会と地域学校協働本部の設置・拡充に向けた調査研究事業の経過について報告。

古畑課長 第3回おとなのための朗読会について説明。
ひきこもりUX女子会について説明。

加堂教育長 他にありませんか。

(特になし)

加堂教育長 それでは次回の定例会の日程調整を行います。
第7回定例会で、第9回定例会の日程については、9月30日(月)午後2時としておりましたが、よろしいでしょうか。

一同 異議なし。

加堂教育長 | それでは第9回定例会の日程については、9月30日(月)午後2時とします。

寺内次長 | 第10回定例会の日程について、10月24日(木)午後2時でよろしいですか。

一同 | 異議なし。

加堂教育長 | 第10回定例会の日程については、10月24日(木)午後2時とさせていただきます。

加堂教育長 | 他にありませんか。
ないようですので、本日の定例会は終了します。

(閉会 午後3時15分)